

令和8年度 朝の子どもの居場所づくりモデル事業のご案内

本事業は就労等の事情により児童より朝早く保護者が自宅を出るご家庭のために、登校前の居場所をつくり、子どもたちが安全・安心に過ごすことが出来る場所の提供を目的として実施するものです。

本事業は保育ではなく、「見守り事業」となります。

令和8年度はモデル事業として下新倉小学校で行います。

■実施内容

- (1) 対象学年 下新倉小学校 1年生～6年生
- (2) 実施場所 下新倉学童クラブ集会室
- (3) 定 員 20人
※定員を超えた場合は低学年を優先させていただきます
- (4) 実施時間 午前7時～午前8時（受付は午前7時40分まで）
- (5) 実 施 日 月曜日～金曜日
◆以下に掲げる日程は実施しません
 - ・土曜日及び日曜日、祝日
 - ・長期休業中（春季・夏季・冬季休業期間）
 - ・埼玉県民の日、学校の振替休日、臨時休校日
 - ・入学式、卒業式等、特定日
 - ・児童が在籍する学校、学年での学級閉鎖中、当該学級、学年の児童は利用できません。
- (6) 開始時期 令和8年4月8日（予定）
- (7) 利 用 料 無料
- (8) 利用方法
 - ・事前登録制です
 - ・利用時は保護者の方が必ず実施場所まで送ってください

○本事業に関する問合せ

和光市役所子どもあんしん部 保育施設課 施設整備担当
和光市社会福祉協議会 こどもゆめづくり課

048-424-9131
048-452-7111

■利用対象下新倉小学校に在籍する児童で、保護者の就労などご家庭の事情により本事業の利用が必要なご家庭の児童

■利用にあたっての留意事項

- 保護者の方が必ず送ってきて、見守りサポーターに直接引き渡してください。
- 利用登録証は、保護者以外の方が送ってくる場合も必ずご持参ください。
- 実施時間（開始：午前7時、最終受付：午前7時40分）を厳守してください。
- この事業を利用する際は、必ず「通学班」に連絡してください。
- 本事業は見守りサポーターによる児童の見守りです。保育ではありません。
- 体調の悪い日のご利用はお控えください。
- 駐車場はありません。また、路上駐車はおやめください。
- 朝食等を食べることはできません。水筒での水分補給は可能です。
- 遊び道具の持ち込みはできません。学校が認めているもの（折り紙、ぬり絵、ドリルなど）は持参が可能です。
- 天候不良などで学校が休校又は始業時間が遅れる場合は実施しません。
- 学級（学年）閉鎖等で登校できない場合にはご利用できません。
- 児童に関する情報を学校と共有させていただきます。また学童クラブに在籍している場合は学童クラブと情報を共有させていただきます。
- 見守りサポーターによる対応が難しい場合、ご利用を相談させていただくことがあります。
- 児童が怪我をした場合は、簡単な応急処置を行いますが、怪我の状況によりお迎えや医療機関への受診をお願いすることがあります。なお、緊急を要する場合は救急要請を行います。
- 地震や河川の氾濫などの緊急時には、安全確保のため、保護者の同意をいただきずに児童を小学校へ引き渡す場合があります。
- 運用を途中で変更する場合があります。

■利用登録申込方法

- (1) 必要書類 登録申込書（裏面の同意事項・連絡事項についてもチェックと記載をお願いします）
- (2) 申込期間 令和8年 2月2日（月）～2月20日（金）（令和8年4月利用開始の場合）
5月以降は利用月の前月の15日まで
- (3) 申込方法 ①～③のいずれかの方法でお申込みください。
 - ①窓口申込 和光市役所保育施設課 窓口まで持参
受付時間 午前8時30分～午後17時15分（土・日・祝日除く）
※申込時に在籍している児童のみ下新倉学童クラブでも受付を実施します。
(下新倉学童クラブ開所日の平日のみ)
 - ②郵送申込 郵送先 〒351-0192
(消印有効) 和光市広沢1番5号 子どもあんしん部 保育施設課 施設整備担当宛て
メールにて受付完了のご連絡をいたします。受付完了のメールをもって申込完了としますので必ずメールアドレスの記載をお願いします。1週間ほど経っても受付完了メールが届かない場合は保育施設課までご連絡ください。メールアドレスや電話番号の未記入や記載誤りがある場合は申込書類の不足や不備の確認が取れないので申込の対象とならない可能性があります
 - ③メール申込
和光市 保育施設課メールアドレス：d0200@city.wako.lg.jp

■利用開始までの流れ

利用登録申込

登録申込書と必要書類を提出してください
※申込方法（持参、郵送、メール）
※提出期限：利用月の前月15日（※1）
※定員を超えた場合は低学年を優先させていただきます



利用登録証の交付

利用登録証の交付を行います
利用開始可能日を合わせてお知らせします



通学班へ連絡

通学班の今後の利用について連絡調整を行ってください



利用開始

申込受付後、概ね2週間ほどで利用開始となります（※1）
利用登録証をご持参の上、実施場所までお越しください

※次に掲げる事項に変更があった場合はお知らせください。

- ・住所
- ・連絡先
- ・その他申込を行った内容に関する重要な事項

（※1）4月利用開始の場合は、提出期限は2月20日となります。

また、利用開始は4月8日を予定しています。

Q&A

Q1 見守りサポーターは何人いるのですか？

A1 利用人数にもよりますが、おおむね2人から3人の見守りサポーターを配置します。

Q2 見守りサポーターは何か資格を持っているのですか？

A2 見守りサポーターについて、資格を要件とはしておりません。

Q3 利用しない日については、連絡する必要がありますか？

A3 連絡の必要はありません。ただし、通学班で登校する場合は、通学班の保護者へ必ず連絡を入れてください。

Q4 学級（学年）閉鎖になったときも、利用できますか？

A4 利用できません。

Q5 天候不良などで学校が休校又は始業時間が遅れる場合も利用できますか？

A5 利用できません。

Q6 遊び道具などを持ち込むことはできますか？

A6 学校に持ち込みができるもののみ持ち込みは可能です。

Q7 登校後に、忘れ物に気づいた場合、自宅に取りに戻っても大丈夫ですか？

A7 通学途上の安全確保等の観点から、登校から授業開始までの間に、自宅に戻ることはできません。

Q8 朝食を持参してもよいですか？

A8 衛生面をはじめ、食物アレルギーや事故防止等の観点から、朝食の持参はご遠慮ください。水分補給は可能です。

Q9 個人用のロッカーはありますか？

A9 個人用のロッカーはありませんので、児童の自己管理ができるよう、万一の紛失に備え、所持品の記名をお願いします。

Q10 本事業を利用中に、ケガや急病が発生した場合はどうなりますか？

A10 ケガや急病の状況によりお迎え又は医療機関への受診をお願いすることがあります。この場合において、緊急を要する場合は救急要請を行います。